

大分県報

令和八年
三月二十四日

（火曜日）

目次

監査公表

監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）……………一
監査結果に関する公表（臨時監査）……………二
監査の結果及び監査意見に関する公表（財政的援助団体等監査）……………九
監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………一六
監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………二〇

○監査公表

監査委員公表第744号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき提出したその報告に添える意見の次とおり公表する。

令和8年3月24日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 野 恭 子
大分県監査委員	大 田 正 美
大分県監査委員	二 ノ 宮 健 治

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

- 令和6年度における財務に関する事務の執行
- 前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の

執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和7年6月4日から令和8年1月21日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	47
教育庁及び教育機関	71
警察本部	16
合計	134

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した134機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり54機関において、17件の指摘事項及び52件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- 故意又は重大な過失が認められるもの
- 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの

② 過失が認められるもの ③ 事務処理等が適正を欠くもの ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの 1 指摘事項	監査対象機関 監査結果 (知事部局・福祉保健部)	西部保健所 粗大ごみ収集運搬処理委託について、処分許可業者でない者と法令が必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。	農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ 自家用電気工作物保安管理業務について、委託契約を行い施設の保安管理を実施すべきところ、その事務を怠り、法令等に基づく点検等保安管理が行われていない事例が認められた。
		子ども・女性相談支援センター 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。	宇佐家畜保健衛生所 公用車を種子貯蔵庫等に衝突させ、それらを損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
(知事部局・生活環境部) 衛生環境研究センター 消防用設備について、令和5年3月の点検で消火器及び非常放送設備が「不良」と判定されたにもかかわらず、その後、取替等を行っておらず、令和6年3月及び令和7年3月の点検でも「不良」と判定されている事例が認められた。	九重青少年の家 ウォータークーラーの廃棄処分について、処分許可業者でない者と法令が必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。		
(知事部局・商工観光労働部) 大分高等技術専門学校 清心寮（寄宿舎）ゲストラップ清掃委託業務（産業廃棄物の処分を含む）について、処分業の許可を有しない者と処分に關する事項を記載した契約書で契約を締結していたほか、別途、処分に關し、処分業の許可を有する者と金額の記載のない契約書で契約を締結するなど、著しく適正を欠いた契約事務が認められた。	大分商業高等学校 一般・産業廃棄物収集運搬処理業務について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結し、加えて、競争入札を行うべきところ、随意契約により業務を委託している事例が認められた。		
(知事部局・農林水産部) 農林水産研究指導センター 農業研究部 消耗品の購入について、一括発注が可能であるにもかかわらず別々に行っている事例や、2者による見積合わせを行い契約予定業者を決定したにもかかわらず、その者から改めて見積書を徴して契約を締結している事例が認められた。	日田高等学校 産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、一括発注が可能と考えられるにもかかわらず別々に発注している事例や、契約に当たって見積書を徴することなく、予定価格を超える金額で契約を締結している事例が認められた。		
農林水産研究指導センター 農業研究部水田農業グループ 農林水産研究指導センター圃場等において繰り返し事故を起こし、乗用管理機及びトラクターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	中津南高等学校 「地域とともに輝く高校魅力化事業」プロジェクト委託業務について、あいまいな仕様書を用いて契約を締結しているほか、検査員に任命されていない職員が完了検査を行っているなど、契約事務に關して不適正な事例が認められた。		
農林水産研究指導センター 一括発注が可能を試験研究用資材の購入について、別々に行つて			

大分支援学校	会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当について、算定基礎額及び在職期間が誤って計算され、過少支給された事例が認められた。	産業科学技術センター	庁舎芝生管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。
2 注意事項			
監査対象機関	監 査 結 果		
(知事部局・総務部)			
大分県西部振興局	西部振興局生産流通部所有使用期限切れ薬品等廃棄処分委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書をを用いて契約を締結している事例が認められた。	大分県立工科短期大 学校	電気料金の支出について、支払手続を失念し資金前渡口座に入金しなかったことにより振替不能が生じ、遅延利息を支出している事例が認められた。 芝生育成管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。
日田県税事務所	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。		
(知事部局・福祉保健部)			
東部保健所	生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。	大分高等技術専門校	ネットワーク・ソフトウェア・ハードウェア保守委託業務について、仕様書で定めた業務報告書が提出されておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。 大分高等技術専門校敷地舗装工事について、検査員に任命されていない職員が検査を行い、履行確認が不十分なまま目的物の引渡しを受けている事例が認められた。
中部保健所	多目的トイレ換気扇設備工事について、契約書に定められている工事完成通知の提出がなく、検査調査や工事目的物引渡書が適正に作成されていない事例が認められた。		
中部保健所由布保健部	外部入居団体に係る庁舎等管理費について、算定基礎となる面積や人数を誤ったことにより、過少又は過大に徴収している事例が認められた。	佐伯高等技術専門校	ハードウェア保守委託業務について、仕様書に記載された業務のうち一部において履行の確認ができる書面が提出されておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。 日田高等技術専門校庁舎外清掃業務委託について、複数の業者から見積書を徴することなく一者随意契約を行っている事例が認められた。
豊肥保健所	一括発注が可能な修繕について、別々に発注している事例が認められた。	(知事部局・農林水産部)	
(知事部局・生活環境部)			
消防学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。	農林水産研究指導センター 農業研究部 花きグループ	毒物劇物の管理について、記帳誤りや残量の計量を行っていないこと等により、使用簿と現物数量が整合していない事例が認められた。
	毒物劇物の管理について、会計管理局長通知により定められた取扱マニュアル及びチェックリストを作成しておらず、棚卸しにおいて、残量の確認が実施されていない事例が認められた。	農林水産研究指導センター 畜産研究部	電話料金の支出について、請求書の管理を怠ったことにより振替不能が生じ、延滞利息を支出している事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)		農林水産研究指導センター 水産研究部北	クルマエビとマコカイのDNA分析業務に係る経費について、支出科目に誤りが認められた。

部水産グループ			
大分県立農業大学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。	芸術緑丘高等学校	行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。
大分家畜保健衛生所	年度内に完了していない廃棄物収集運搬処理業務の委託料について、当該年度予算により支出している事例が認められた。	大分西高等学校	公共料金（水道料金及び下水道使用料）の支出について、資金前渡口座への入金を失念したことにより振替不能が生じ、督促手数料を加えて納付している事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)		臼杵高等学校	臼杵高等学校第2体育館照明改修工事について、予定価格調査に誤った最低制限価格を記載している事例が認められた。
大分教育事務所	会計年度任用職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、納付手続を誤ったことから滞納が生じ、延滞税を支出している事例が認められた。	津久見高等学校	大分県技能検定受検支援事業費補助金について、交付申請書及び実績報告書の提出日より前に交付決定及び額の確定を行っていた事例が複数認められた。
大分県立図書館	一般廃棄物・産業廃棄物処理業務委託について、法令等で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。	佐伯鶴城高等学校	会計年度任用職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより不納付加算税を支出している事例が認められた。
歴史博物館	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。		ガス空調機保守管理業務について、特段の理由なく業務を分割して2者と契約している事例や受託業者が承認を受けずに点検業務を再委託している事例が認められた。
高田高等学校	宇佐風土記の丘芝刈・除草及び園路等清掃業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。	三重総合高等学校	課題解決学習フアンリテーター業務委託について、検査員の任命及び完了検査を行わず、履行確認が不十分のまま委託料を支出している事例が認められた。
別府鶴見丘高等学校	外部から招いた声楽家の来校に係る旅費について、旅行依頼簿及び旅費請求書を作成せず、また、航空賃の領収書等を提出させず実際に支払った金額を確認しないまま支出した事例が認められた。	玖珠美山高等学校	トラクターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分舞鶴高等学校	エレベーター保守点検委託業務について、契約期間の前に点検が実施されているほか、請求書が履行確認の前に提出されているなどの事例が認められた。	日田林工高等学校	日田林工高木伐採・樹木剪定業務委託について、予定価格を事前公表していた事例が認められた。
大分南高等学校	給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま同口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。	中津北高等学校	「地域への魅力発信」プロジェクト委託業務について、業務完了通知に関する条文が含まれておらず、業務内容があいまいで契約金額が適正かどうかの判断が困難である仕様書を用いて契約を締結している事例が認められた。
大分工業高等学校	年度内に完了していない産業廃棄物収集運搬処理業務の委託料について、当該年度予算により支出している事例が認められた。	中津東高等学校	通勤手当に係る高速道路等を利用する職員の特別料金等加算額について、平日朝夕割引を適用後の額によらず、過大に支給している事例が認められた。
大分商業高等学校	授業料未収金の債権管理について、令和2年4月からの授業料の未納に対し督促等を行っていたが、令和3年5月以降、催告を行っていない事例が認められた。	さくららの杜高等支援学校	他校から管理換えされたノートパソコン2台を紛失し、その経緯が不明であるなど、物品管理が適正でない事例が認められた。
	一括発注が可能な情報処理室Ⅰの雨漏り補修等2件の工事について、別々に発注している事例が認められた。	日出支援学校	大分県立日出支援学校浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽

	清掃業の許可を有していない者と契約を締結し、実際の清掃業務は契約書等に記載のない別の清掃許可業者が行っている事例が認められた。	日田県税事務所 中津県税事務所	令和7年8月22日、令和7年10月8日 令和7年8月20日、令和7年9月25日
(警察本部)		(知事部局・企画振興部)	
警察学校	事業系一般廃棄物等収集運搬処理業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。 可搬式大型モニターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	大分県東京事務所 大分県大阪事務所 大分県福岡事務所	令和7年10月3日、令和7年11月14日 令和7年9月12日、令和7年11月7日 令和7年9月19日、令和7年10月10日
大分中央警察署	ノートパソコン2台を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	(知事部局・福祉保健部)	
大分東警察署	CT検査手数料について、進捗管理を怠ったことにより、過年度支出を行っている事例が認められた。	東部保健所 東部保健所国東保健部 中部保健所 中部保健所由布保健部 南部保健所 南部保健所 豊肥保健所	令和7年7月29日、令和7年8月21日 令和7年7月30日、令和7年8月21日 令和7年10月15日、令和7年12月17日 令和7年10月16日、令和7年12月17日 令和7年9月30日、令和7年11月18日 令和7年9月5日、令和8年1月16日
玖珠警察署	会議に伴う意見交換会参加費の資金前渡による支出について、返納を伴う精算手続を支払い後5日以内に行うべきところを遅延している事例が認められた。	西部保健所 北部保健所 北部保健所豊後高田保健部	令和7年8月26日、令和7年10月15日 令和7年9月2日、令和7年10月17日 令和7年9月3日、令和7年10月17日
豊後大野警察署	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	二豊学園 こども・女性相談支援センター 中津児童相談所	令和7年8月6日、令和7年9月3日 令和7年7月31日、令和7年9月3日 令和7年9月3日、令和7年10月17日
3 監査の執行状況	監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	こころとからだの相談支援センター	令和7年8月7日、令和7年10月16日
	監査対象機関	監 査 実 施 日	
(知事部局・総務部)			
総務事務センター	令和8年1月16日、 令和8年1月19日から1月21日	(知事部局・生活環境部)	
大分県西部振興局	令和7年6月4日から6月6日、 令和7年10月22日	衛生環境研究センター 動物愛護センター 食肉衛生検査所	令和7年7月31日、令和7年8月26日 令和7年10月10日、令和7年12月18日 令和7年11月20日
公文書館	令和7年8月8日、令和7年9月2日	消防学校	令和7年10月9日、令和7年12月16日
別府県税事務所	令和7年7月30日、令和7年8月21日	(知事部局・商工観光労働部)	
大分県税事務所	令和7年8月21日から8月22日、 令和7年10月16日	産業科学技術センター	令和7年8月1日、令和7年8月26日

令和八年三月二十四日

大分県報号外(監査公表)

令和八年三月二十四日

大分県報号外（監査公表）

六

大分県立工科短期大学校	令和7年8月19日、令和7年9月25日	佐伯教育事務所	令和7年9月25日、令和7年11月20日
大分高等技術専門学校	令和7年8月8日、令和7年9月3日	竹田教育事務所	令和7年10月15日
佐伯高等技術専門学校	令和7年10月2日、令和7年11月20日	日田教育事務所	令和7年9月2日、令和7年10月15日
日田高等技術専門学校	令和7年10月23日	遠隔教育配信センター	令和7年10月22日、令和7年12月17日
竹工芸訓練センター	令和7年11月19日	教育センター	令和7年12月9日
(知事部局・農林水産部)		くじゅうアグリ創生塾	令和7年9月26日、令和7年11月11日
農林水産研究指導センター	令和7年9月10日、令和8年1月16日	大分県立図書館	令和7年8月4日、令和7年9月2日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和7年9月10日、令和8年1月16日	香々地青少年の家	令和7年11月14日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和7年11月11日	九重青少年の家	令和7年9月11日、令和7年10月29日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和7年10月7日、令和7年11月21日	歴史博物館	令和7年9月5日、令和7年10月21日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和7年10月7日、令和7年11月21日	先哲史料館	令和7年8月4日、令和7年9月2日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和7年9月18日、令和7年10月31日	埋蔵文化財センター	令和7年8月5日、令和7年9月2日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和7年9月25日、令和7年11月11日	高田高等学校	令和7年11月11日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和7年8月20日、令和7年10月8日	国東高等学校	令和7年10月3日、令和7年11月21日
農林水産研究指導センター水産研究部	令和7年9月26日、令和7年11月18日	杵築高等学校	令和7年10月8日、令和7年11月25日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和7年11月6日	日出総合高等学校	令和7年11月19日
大分県立農業大学校	令和7年9月12日、令和8年1月16日	別府鶴見丘高等学校	令和7年10月16日、令和7年12月23日
大分家畜保健衛生所	令和7年12月12日	別府翔青高等学校	令和7年9月19日、令和7年10月31日
豊後大野家畜保健衛生所	令和7年11月20日	大分上野丘高等学校	令和7年10月22日
玖珠家畜保健衛生所	令和7年9月9日、令和7年10月29日	大分舞鶴高等学校	令和7年12月5日
宇佐家畜保健衛生所	令和7年11月12日	大分雄城台高等学校	令和7年11月28日
(教育庁及び教育機関)		大分南高等学校	令和7年12月4日
中津教育事務所	令和7年10月21日	大分豊府高等学校	令和7年12月4日
別府教育事務所	令和7年11月7日、令和7年12月23日	大分工業高等学校	令和7年12月3日
大分教育事務所	令和7年12月2日から12月3日	大分商業高等学校	令和7年11月28日
		芸術緑丘高等学校	令和7年11月26日
		大分西高等学校	令和7年12月11日

爽風館高等学校	令和7年8月29日、令和7年10月16日	日出支援学校	令和7年9月17日、令和7年10月31日
大分鶴崎高等学校	令和7年12月2日	宇佐支援学校	令和7年11月5日
鶴崎工業高等学校	令和7年12月5日	中津支援学校	令和7年10月17日
情報科学高等学校	令和7年12月12日	由布支援学校	令和7年10月9日、令和7年12月16日
大分東高等学校	令和7年12月11日	別府支援学校	令和7年11月20日
由布高等学校	令和7年10月8日、令和7年12月16日	南石垣支援学校	令和7年10月17日、令和7年12月23日
臼杵高等学校	令和7年11月12日	新生支援学校	令和7年8月27日、令和7年11月12日
海洋科学高等学校	令和7年11月13日	大分支援学校	令和7年12月10日
津久見高等学校	令和7年11月18日	中央支援学校	令和7年12月9日
佐伯鶴城高等学校	令和7年9月30日、令和7年11月18日	臼杵支援学校	令和7年10月16日、令和7年12月17日
佐伯豊南高等学校	令和7年10月1日、令和7年11月20日	佐伯支援学校	令和7年11月18日
三重総合高等学校	令和7年11月13日	竹田支援学校	令和7年11月12日
竹田高等学校	令和7年11月14日	日田支援学校	令和7年9月4日、令和7年10月22日
久住高原農業高等学校	令和7年9月26日、令和7年11月11日	大分豊府中学校	令和7年12月4日
玖珠美山高等学校	令和7年10月22日	(警察本部) 警察学校	
日田高等学校	令和7年10月10日	警察学校	令和7年12月2日
日田三隈高等学校	令和7年10月24日	大分中央警察署	令和7年10月21日、令和7年12月19日
日田林工高等学校	令和7年9月9日、令和7年10月22日	大分東警察署	令和7年9月17日、令和7年12月19日
中津南高等学校	令和7年10月23日	大分南警察署	令和7年9月4日、令和7年12月18日
中津北高等学校	令和7年11月5日	別府警察署	令和7年10月7日、令和7年11月25日
中津東高等学校	令和7年10月24日	杵築日出警察署	令和7年11月21日
宇佐高等学校	令和7年11月7日	国東警察署	令和7年10月1日、令和7年11月21日
宇佐産業科学高等学校	令和7年11月6日	豊後高田警察署	令和7年11月13日
安心院高等学校	令和7年9月16日、令和7年10月21日	宇佐警察署	令和7年11月11日
盲学校	令和7年9月18日、令和7年11月12日	中津警察署	令和7年8月19日、令和7年9月25日
聾学校	令和7年9月25日、令和7年11月12日	玖珠警察署	令和7年8月29日、令和7年10月15日
さくらの杜高等支援学校	令和7年11月21日	日田警察署	令和7年8月21日、令和7年10月8日

令和八年三月二十四日

大分県報号外(監査公表)

竹田警察署	令和7年11月18日
豊後大野警察署	令和7年12月10日
佐伯警察署	令和7年11月28日
臼杵津久見警察署	令和7年12月5日

第3 監査意見

1 定期監査の重点項目

令和7年度の定期監査では「委託契約に係る事務執行」、「補助事業の実施状況と内部統制」及び「過去の監査結果に対する措置状況のフォローアップ」を重点項目として実施した。

「委託契約に係る事務執行」では、仕様書等を作成せず事業実施に必要な内容を決定しないまま契約を締結している事例や、産業廃棄物処理において、昨年度も指摘した処分許可事業者ではない者と法の基準を満たさない契約書を用いて契約するなど法令に違反した事例等が認められた。

「補助事業の実施状況と内部統制」では、交付申請日より前に交付決定をしている事例や、事業完了年月日及び提出日が誤って記載された実績報告書に基づき補助金の額の確定を行っている事例が確認された。

「過去の監査結果に対する措置状況のフォローアップ」では、港湾使用料等についての督促状発行の遅延や、一括発注が可能な試験研究用資材の購入の際の分割発注など、過去の監査結果と同様の内容を繰り返している事例が認められた。

2 財務等に関する事務の執行

重点項目以外では、給料や諸手当の支給額の算定誤りや再任用職員に係る雇用保険料の納付遅延など、法令等に基づいた会計処理が行われていない事例が認められた。

また、県営都市公園について、占用許可の更新手續漏れや使用料の未徴収が多数確認された事例や、公用車を車検切れの状態で行きの用に供していた事例、浄化槽などの設備について法定点検等を行っていない事例に加えて、職員の不注意により公用車やパソコン等を損傷させた事例など、財産管理の不備が複数認められた。

さらに、経済性、効率性の観点では、一括発注が可能な委託業務や消耗品購入等について、理由もなく分割発注している事例が確認された。

3 まとめ

以上の事例については、職員の担当業務に係る法令や会計事務等の知識不足、公の財

産を管理しているという意識の欠如などに加え、それをフォローすべき組織としての内部統制が十分に機能していなかったことが要因と考えられる。
再発防止にあたっては、担当職員による適正な事務執行への努力もさることながら、人的ミスは起り得るものと想定し、班総括等を始めたとしたチェック体制の整備と適切な運用を行うとともに、所属長自らが業務の進行管理に加え、職員への的確な指導を行うことが求められる。
さらに、所属のみならず部局や事業の主管課等が、新たに発生したリスクの状況を迅速に把握し、根拠となる法令や是正方法も含めて情報共有するとともに、異動時などにより継承することが重要である。
これらの取組を通じて、会計事務や財産管理の様々なリスクの芽を早期に摘み取るとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から適正な事業執行に努めていただきたい。

監査委員公表第745号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月24日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	野	恭	子
大分県監査委員	太	田	正	正	美
大分県監査委員	二	ノ	宮	健	治

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局及び教育機関について、令和7年12月16日から令和8年1月22日までの期間において実施した。

知事部局	監査対象機関数	6
------	---------	---

教育機関		1
合計		7
<p>なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。</p> <p>3 監査の主眼 旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。</p> <p>第2 監査の結果 監査を実施した7機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の指摘事項があった。</p> <p>その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項 是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項 是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>1 指摘事項</p>		
監査対象機関	監 査 結 果	
(知事部局)		
公園・生活排水課	<p>県営都市公園の占用許可について、許可期間満了後に更新申請がされておらず無許可で占用している事例や、占用に係る使用料の調</p>	
定を行っていない事例が多数認められた。		
2 注意事項 なし		
3 監査の執行状況 監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。		
監査対象機関	監 査 実 施 日	
(知事部局)		
大分県北部振興局	令和7年12月18日	
中津県税事務所	令和7年12月17日	
公園・生活排水課	令和8年1月22日	
別府土木事務所	令和7年12月16日	
大分土木事務所	令和7年12月16日	
日田土木事務所	令和7年12月17日	
(教育機関)		
爽風館高等学校	令和7年12月16日	
<p>~~~~~</p> <p>監査委員公表第746号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等監査並びに同条第1項及び第5項の規定に基づき実施した当該団体を所管する県の関係所属に対する財務監査（臨時監査）の結果について、同条第9項の規定に基づく監査の結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づく監査の結果に関する報告に添える意見を次のとおり公表する。</p> <p>令和8年3月24日</p>		
大分県監査委員	長 谷 尾	雅 通
大分県監査委員	長 野 野	恭 子
大分県監査委員	太 田 田	正 美
大分県監査委員	二 ノ 宮	健 治
第1 監査の概要	この監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠	

<p>して実施した。</p> <p>1 監査対象</p> <p>(1) 対象団体</p> <p>ア 財政的援助団体等監査</p> <p>大分県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの並びに大分県が出資しているもので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）で定めるもの、大分県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、大分県が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び大分県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの</p> <p>イ 財務監査（臨時監査）</p> <p>財政的援助団体等を所管する大分県の関係所属</p> <p>(2) 対象事務等</p> <p>財政的援助等に係る出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの</p> <p>2 監査の実施</p> <p>(1) 財政的援助団体等監査</p> <p>ア 実施期間 令和7年8月18日から12月24日まで</p> <p>イ 監査対象団体 50団体（実数）</p> <p>ロ 財政的援助を与えているもの 43団体</p> <p>ハ 出資しているもので政令で定めるもの 12団体</p> <p>ニ 借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの 該当なし</p> <p>ホ 受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者 該当なし</p> <p>ヘ 公の施設の管理を行わせているもの 7団体</p> <p style="text-align: center;">（重複する団体あり）</p> <p>ウ 監査の執行状況</p> <p>監査対象団体ごとの監査実施月日及び監査の実施内容は次表のとおりである。</p>			
監査対象団体 （関係所属）	実地監査 実施月日	監査の実施内容	
		区分	内容
公益財団法人大分県自治人材育成センター （総務部人事課）	11月11日 12月11日	財政的援助	大分県自治人材育成センターの業務に要する経費の負担方法等に関する協定に基づく負担金
公立大学法人大分県立看護科学大学 （総務部学事・私学振興課、福祉保健部医療政策課）	9月11日及び12月11日	財政的援助	令和6年度公立大学法人施設整備事業費補助金 令和6年度公立大学法人運営費交付金 令和6年度看護学生学習環境整備事業費補助金
学校法人文理学園 （総務部学事・私学振興課）	9月25日 10月24日	財政的援助	出納その他の事務の執行 令和6年度大分県私立学校運営費補助金 令和6年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金
学校法人稲葉学園 （総務部学事・私学振興課）	10月10日	財政的援助	令和6年度大分県私立学校運営費補助金 令和6年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 （総務部学事・私学振興課）	11月5日及び6日	財政的援助	令和6年度公立大学法人施設整備事業費補助金 令和6年度公立大学法人運営費交付金
一般社団法人別府市医師会 （総務部学事・私学振興課、福祉保健部医療政策課）	11月10日	財政的援助	出納その他の事務の執行 令和6年度大分県高等教育授業料等減免事業費補助金 令和6年度看護師等養成所運営事業費補助金
株式会社蛭茶園 （企画振興部おおいた創生推進課）	8月18日	財政的援助	令和6年度大分県地域活力づくり総合補助金
このえペットツーリズム協会 （企画振興部おおいた創生推進課）	8月19日	財政的援助	令和6年度大分県地域活力づくり総合補助金
一般社団法人豊後南画SAIKO会 （企画振興部おおいた）	10月24日	財政的援助	令和6年度大分県地域活力づくり総合補助金

(福祉保健部障害福祉課)	大分県商工会連合会 (商工観光労働部商工観光労働企画課)	10月2日 及び3日 11月17日	財政的 援助	令和6年度小規模事業経営支援事業費補助金	令和6年度大分県地域牽引企業創出事業費補助金	令和6年度大分県農業生産基盤強化推進事業会議 (農林水産部水田畑地化・集落営農課)	12月2日	財政的 援助	令和6年度農業委員会ネットワーク機構負担金 令和6年度農業委員会ネットワーク機構費補助金	出納その他の事務の執行	等
ゆうび株式会社 (商工観光労働部産業GX推進室)	大分県グリーン協議会 (商工観光労働部先端技術挑戦課)	12月16日	財政的 援助	令和6年度大分県ものづくり循環経済推進事業費補助金	令和6年度大分県グリーン協議会負担金	大分県土地改良事業団体連合会 (農林水産部農地・農村整備課)	12月18日	財政的 援助	令和6年度土地改良事業推進対策関係補助金	出納その他の事務の執行	等
公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター (商工観光労働部商業・サービス業振興課)	大分県土地開発公社 (商工観光労働部企業立地推進課、土木建築部用地対策課)	9月30日	出資	出納その他の事務の執行	令和6年度大分県工場用地等特別対策事業費補助金 大分北部中核工業団地造成事業資金貸付 玖珠工業団地造成事業資金貸付	国東森林組合 (農林水産部林務管理課、森林整備室)	8月29日	財政的 援助	令和5年度大分県林業専用道（規格相当）整備事業費補助金 令和6年度造林事業補助金	出納その他の事務の執行	等
公益財団法人大分県総合雇用推進協会 (商工観光労働部産業人材政策課)	公益財団法人ツーリズムおおいた (商工観光労働部観光局観光政策課)	11月7日	出資	出納その他の事務の執行	令和6年度大分県農業生産基盤強化推進事業費補助金 令和6年度MICE誘致推進事業費補助金	大分県森林組合連合会 (農林水産部林務管理課)	9月8日 及び9日 12月8日	財政的 援助	令和6年度林業新規参入者総合支援事業費補助金 令和6年度造林事業補助金	出納その他の事務の執行	等
公益財団法人大分県農業農村振興公社 (農林水産部地域農業振興課、新規就業・経	10月15日 及び16日	財政的 援助	令和6年度大分県農業経営総合対策事業費補助金 (新規就農者確保体制整備事業)費補助金	令和6年度大分県農業経営総合対策事業費補助金	令和6年度造林事業補助金	佐伯広域森林組合 (農林水産部森林整備室)	10月6日	財政的 援助	令和6年度造林事業補助金	出納その他の事務の執行	等
大分県森林組合連合会 (農林水産部林務管理課)	12月9日	財政的 援助	森林組合振興対策資金貸付金	令和6年度造林事業補助金	令和6年度造林事業補助金	おおいた森林組合 (農林水産部森林整備室)	10月21日	財政的 援助	令和6年度造林事業補助金 令和5年度大分県森林作業道整備事業費補	出納その他の事務の執行	等

<p>続されているか</p> <p>(2) 出資団体</p> <p>ア 経理事務について、内部けん制及び点検・照合体制が確立され、有効に機能しているか</p> <p>イ 経営成績及び財政状態は良好か</p> <p>(3) 補助金等交付団体</p> <p>ア 補助金等の経理処理は団体の規程に従って適正に行われているか</p> <p>イ 補助金等交付要綱等に基づき出納関係帳票及び領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か</p> <p>(4) 公の施設の管理を行わせている団体</p> <p>ア 基本協定の各規定に基づき手続や県貸与物品の管理は適正に行われているか</p> <p>イ 施設使用等の許認可及び使用料金の収納事務は、条例等の規定に従い適正に行われているか</p> <p>4 監査執行上の除外</p> <p>法第199条の2の規定により、ツール・ド・九州2024大分スノーシュー推進委員会、大分県土地開発公社、大分県森林組合連合会、おおいた森林組合及び大分県住宅供給公社に対する監査の実施に当たり、太田正美監査委員を除外した。</p> <p>第2 監査の結果</p> <p>1 総括</p> <p>財政的援助団体等監査を実施した結果、12団体において8件の指摘事項及び7件の注意事項があった。</p> <p>その他の団体においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財政的援助に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>また、財務監査（臨時監査）を実施した結果、延べ7所属において3件の指摘事項及び6件の注意事項があった。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>ア 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>イ 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>ウ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p>		<p>エ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>ア 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>イ 過失が認められるもの</p> <p>ウ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>エ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 財政的援助団体等監査</p>		<p>監査対象団体 (関係所属)</p> <p>区分</p> <p>監査結果</p>	<p>監査結果</p>
<p>公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（総務部学事・私学振興課）</p>	<p>財政的援助</p>	<p>収入事務について、令和6年度の財政的援助団体等監査で指摘されたにもかかわらず、決裁権者の決裁が未了のまま収納処理を完了している事例が複数認められた。</p>			
<p>ツール・ド・九州2024大分スノーシュー推進委員会（企画振興部スポーツ振興課）</p>	<p>財政的援助</p>	<p>交通量調査に係る委託業務について、検査員の任命を行わずに検査を行っているほか、委託契約書及び検査調書が未作成であった。加えて、業務仕様書で定めた業務スケジュール等が未徴取となっていることが認められた。</p>			
<p>大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課）</p>	<p>出資</p>	<p>職員の管理職手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、5年間もの長期にわたり、支給額不足が生じている事例が認められた。</p>			
<p>株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>大分スポーツ公園の利用時間変更について、大分県都市公園条例施行規則に規定する知事の承認を受けていない事例が多数認められた。</p>			
<p>フタバビルス・プランニング大分共同事業</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>大分スポーツ公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の施設について長期間にわたり、使用料を重複して徴収している事例が認められた。</p> <p>大洲総合運動公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の設備について長期間にわたり、大分県使用料及び手</p>			

<p>体 (土木建築部公園・生活排水課)</p> <p>大分県住宅供給公社 (土木建築部建築住宅課)</p>	<p>理</p> <p>出資</p>	<p>数料条例の類似設備の規定を適用して使用料を徴収している事例が認められた。</p>		<p>芸術文化スポーツ振興財団 (企画振興部芸術文化振興課)</p>	<p>設の管理</p>	<p>センターの管理に関する基本協定書」の変更を行っていない事例が認められた。</p>
		<p>職員の手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、5年間もの長期にわたり、支給額不足が生じている事例が認められた。</p>				
<p>全国高等学校総合体育大会大分県実行委員会 (教育庁体育保健課)</p>	<p>財政的援助</p>	<p>大会報告書作成業務委託や物品購入に係る支出について、検査表示がない請求書等により支払を行っている事例が多数認められた。</p>		<p>公益財団法人森林ネットおおいた (農林水産部森との共生推進室)</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>施設賠償責任保険について、「大分県県民の森施設の管理に関する基本協定書」では、県を被保険者とするとともに交叉責任担保追加特約を付帯する必要があるにもかかわらず、行っていない事例が認められた。</p>
		<p>大会報告書作成業務委託や物品購入に係る支出について、検査表示がない請求書等により支払を行っている事例が多数認められた。</p>				
<p>(2) 財務監査 (臨時監査)</p>						
<p>監査対象所属 (関係団体)</p>	<p>区分</p>	<p>監査結果</p>		<p>株式会社大分国際貿易センター (土木建築部港湾課)</p>	<p>出資</p>	<p>契約を自動更新している清掃や消防設備保守点検の委託業務について、一括発注の検討や価格の見直しを行っていない事例が認められた。</p>
		<p>大分スポーツ公園の利用時間変更について、大分県都市公園条例施行規則に規定する知事の承認を受けていないにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が多数認められた。</p>				
<p>土木建築部公園・生活排水課 (フアビルス・フラインニング大分共同事業体)</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>大分スポーツ公園使用料徴収事務委託について、使用料の重複徴収が長期間にわたり続いてきたにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が認められた。</p>		<p>株式会社ササキコーポレーション (土木建築部港湾課)</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>別府港湾機械管理駐車場の利用料金の設定に当たり、大分県港湾施設管理条例に定める知事の承認を受けていない事例が認められた。</p>
		<p>大洲総合運動公園使用料徴収事務委託に関し、一部の設備について長期間にわたり、大分県使用料及び手数料条例の類似設備の規定を適用して使用料を徴収していたにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が認められた。</p>				
<p>3 注意事項</p>						
<p>(1) 財政的援助団体等監査</p>						
<p>監査対象団体 (関係所属)</p>	<p>区分</p>	<p>監査結果</p>		<p>企画振興部芸術文化振興課</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>県が貸与した備品について、「大分県立総合文化センター」の管理に関する基本協定書」の変更を行っていない</p>
		<p>公益財団法人大分県公の施設</p>				
<p>(2) 財務監査 (臨時監査)</p>						
<p>監査対象所属 (関係団体)</p>	<p>区分</p>	<p>監査結果</p>		<p>企画振興部芸術文化振興課</p>	<p>公の施設の管理</p>	<p>県が貸与した備品について、「大分県立総合文化センター」の管理に関する基本協定書」の変更を行っていない</p>
		<p>大分県立武道スポーツセンターについて、大分県立スポーツ施設利用規則に定める利用時間や休業日を変更する申請を行っていない事例や申請に対する承認を受けていない事例が認められた。</p>				

(公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団)	理	事例が認められた。	れていない事例が見られた。 財政的援助団体等は、公の施設の管理運営を担っていること、公金による補助等を受けていることの重大さを改めて自覚し、適正かつ誠実に業務を遂行することが求められる。一方で、所管課においては、団体任せにせず、きめ細やかな監督や指導を行うことが必要である。 これらを踏まえ、団体及び所管課が互いの役割を確実に果たすことにより、財政的援助団体等の事業活動が適正に実施されるよう努められた。 ~~~~~ 監査委員公表第747号 令和7年11月28日付け監査第541号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和8年3月24日 大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 太 田 正 美 大分県監査委員 二 ノ 宮 健 治
福祉保健部 ことも未来課 (学校法人ルナ幼稚園)	財政的援助	「大分県私立幼稚園運営費補助金（処遇改善加算）」について、書類審査や調査等を十分に行っておらず、補助金額の算定が要領どおりに行われていない事例が認められた。 施設賠償責任保険について、指定管理者が「大分県民の森施設の管理に関する基本協定書」に反し、県を被保険者とせず、また、交叉責任担保追加特約を付帯していなかったにもかかわらず、必要な指導を行っていない事例が認められた。	
農林水産部 森との共生推進室 (公益財団法人森林ネットワークおおいた)	公の施設の管理	別府港機械管理駐車場の利用料金の設定に当たり、指定管理者が大分県港湾施設管理条例に定める知事の承認を受けていなかったにもかかわらず、必要な指導を行っていない事例が認められた。	
土木建設部 港湾課 (株式会社ササキコーポレーション)	公の施設の管理	大分県立武道スポーツセンターの指定管理について、大分県立スポーツ施設利用規則において指定管理者が定めることとされている個人利用の手続が定められていないにもかかわらず、必要な確認と指導を行っていない事例が認められた。	
教育庁 体育保健課 (株式会社大宣)	公の施設の管理	大分県立武道スポーツセンターの指定管理について、大分県立スポーツ施設利用規則に定める利用時間や休業日の変更に係る承認手続を適正に行っていない事例が認められた。	
第3 監査意見 令和7年度の財政的援助団体等監査は、対象団体の経理処理や内部統制の状況、併せて過去の監査結果に対する措置の継続状況等を重点項目として実施した。 その結果、指定管理者が、一部施設の使用料を重複して徴収している事例や、施設の利用時間変更について必要な知事の承認を受けていない事例などが確認された。これらに関して、所管課がその事実を把握せず、必要な指導を行っていない状況も見受けられた。 また、県内に事務局を置き県の職員が業務を担当している任意団体において、委託契約書が作成されていないなど、団体の会計規程に基づく契約事務手続が適正に実施さ			大分県東部振興局 令和7年5月20日から5月22日まで、令和7年7月1日 指摘事項 国東総合庁舎廃棄物運搬処分業務について、法令で義務づけられた書面による契約を締結しておらず、産業廃棄物管理票の交付もしていない事例が認められた。 措置状況 関係法令について理解を深め、庁舎管理でマニュアルなどを活用し、担当者だけでなく所属内全員に産業廃棄物の廃棄に係る事務処理の周知徹底を図った。 また、誤った事務処理を行わないよう、発注に係る仕様書や産業廃棄物管理票の交付の際の注意

	<p>点をまとめたチェックリストを活用することとし、再発防止を図った。</p>	<p>公用車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険の有効期限が到来したにもかかわらず、更新手続を行うことなく、当該車両を運行の用に供していた事例が認められた。</p>
<p>大分県中部振興局 令和7年6月10日から6月12日まで、令和7年7月8日</p>	<p>指摘事項① ペリニアツ灰色かび病抑制効果調査委託業務（精算を伴う委託契約）について、仕様書に委託業務の具体的な内容が記載されていなかった。加えて、収支予算書や精算書が提出されておらず、額の確定も行うことなく委託料を支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 収支予算書および収支精算書の提出を受け、額の確定を行った。また、契約業務担当者および関係職員が、会計管理局の契約事務に関する研修を受講し、契約事務の理解を深めた。</p> <p>今後、調査業務の具体的な内容は口頭ではなく、仕様書に明記することとし、委託業務においては、「契約事務必携」等のマニュアルに基づき、複数の職員で必要書類やフローなどを十分に確認するよう体制を改めた。</p> <p>指摘事項② 土地賃貸借契約に係る長期継続契約について、必要な事務手続きを行わず契約締結を行ったことに加え、契約書に必要な項目の記載漏れや印紙の貼付漏れなど適正を欠く事例が認められた。</p> <p>措置状況 収入印紙を貼付していなかった契約書については収入印紙の貼付を行った。また、契約業務担当者および関係職員が、会計管理局の契約事務に関する研修を受講し、契約事務の理解を深めた。</p> <p>今後の土地賃貸借契約においては、「契約事務必携」等のマニュアルに基づき、複数の職員で必要書類やフローなどを十分に確認するよう体制を改めた。</p> <p>指摘事項③</p>	<p>措置状況 車検点検日程表に、鍵の受取から車検実施確認までのチェック欄を追加し、進捗管理を行うこととした。</p> <p>加えて、車検実施後、担当者が業者から直接新たな車検証を受け取ること受検の有無および内容を確認するよう改めたほか、次の車検満了年月日を記載したラベルを車検の都度貼替えることで再発防止を図った。</p> <p>指摘事項 宇目蒲江線林道法面工事について、変更請負額が3割を超える増加となるにもかかわらず、工期末に変更契約を締結していた事例が、令和5年度定期監査に続き認められた。</p> <p>措置状況 「建設工事に係る変更契約の取扱について（通知）」（平成21年3月24日付 農林水産部長通知）を所属内で改めて周知・徹底した。</p> <p>また、設計変更の決裁時に添付するチェックリストに当該通知の取扱いを確認する項目を設け、農林基盤部及び総務部双方で確認するとともに、後任にも確実に事務引継を行うこととし、再発防止を図った。</p>
	<p>大分県南部振興局 令和7年6月10日から6月12日まで、令和7年7月4日</p>	<p>国際政策課 令和7年7月11日、令和7年7月29日</p> <p>指摘事項 大分県米国プロモーション業務委託について、契約の締結をしないまま委託先に業務を行わせ、業務完了後に契約の締結を行っている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>
	<p>(知事部局・企画振興部)</p>	<p>大分県報号外(監査公表)</p>

		<p>事業の進捗管理を徹底するとともに、契約事務手続の際は事務処理に時間を要さないよう相手方と密に連絡を取ることを、所属内で改めて徹底した。</p>	
(知事部局・福祉保健部)			
医療政策課	令和7年7月2日、 令和7年7月23日	<p>指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令が発出されていないことが確認された5件について、事後に旅行命令を発する処理を行い、旅費の追給を行った。 再発防止のため、旅行命令を発してからETCカード及び法人カードの交付を受けるよう、職員に周知徹底した。 また、カードの交付の際、利用者の旅行命令発出状況を口頭確認し、別途、月に1回程度医務班総括が、カード利用状況と総務事務システムの旅行内容を突合することとした。</p>	
障害福祉課	令和7年7月3日、 令和7年7月29日	<p>指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 旅行命令を発していないことが31件について、事後に旅行命令を発する処理を行い、旅費の追給を行った。 今後の再発防止のため、引き続き交付時に旅行命令の確認を行うのみならず、請求書到達時に再度の確認を行うこととした。また、臨時に所属内研修を行い、改めて公務旅行における諸手続きや各種カードの利用方法などの周知を図った。</p>	
(知事部局・生活環境部)			
	生活環境企画課	令和7年6月17日、 令和7年7月10日	<p>指摘事項 再任用職員の雇用保険料について、被保険者資格取得届の提出を失念しており、令和2年度から5年度までの間、納付していない事例が認められた。</p>
	消費生活・男女共同参画プラザ	令和7年6月18日、 令和7年7月10日	<p>指摘事項 再任用職員の雇用保険料について、被保険者資格取得届の提出を失念しており、令和4年度及び5年度分を納付していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 被保険者資格取得届を提出し、過年度分の雇用保険料及び追徴金の支払を行った。 今後は、庶務担当者間で引継を徹底するとともに、複数人による相互確認を行う。また、年度当初に、部内で庶務担当者会議を開催し、注意喚起を図る。</p>
(知事部局・土木建築部)			
	別府土木事務所	令和7年5月15日 から5月16日まで、 令和7年6月6日	<p>指摘事項 産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、処分許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いた契約の締結や、処分業務を再委託している事例が認められた。</p> <p>措置状況 関係法令等を事務処理に関係する職員で確認するとともに、契約事務について、庁舎管理マニュアルなどを活用し、所属内に周知徹底を図った。</p>

			<p>今後は、関係する根拠法令等を必ず確認し、複数の職員によるチェックを徹底する。</p>
臼杵土木事務所	令和7年5月13日、 令和7年6月10日	<p>指摘事項① 臼杵港フェリー上屋浄化槽について、浄化槽法で定められている保守点検及び定期検査が実施されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 関係法令等を事務処理に関係する職員で確認するとともに、適正な事務処理を徹底した。</p> <p>今後は、浄化槽の維持管理に係る管理表を作成し、複数の職員によるチェックを徹底する。</p>	
		<p>指摘事項② 臼杵港港湾改修工事等に係る工事請負契約について、最低制限価格等が併記されている予定価格調書を封書していない事例が複数認められた。</p> <p>措置状況 職員が「大分県契約事務規則」の規定を遵守し、「入札・契約マニュアル」に基づいた適切な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>今後は、予定価格調書を作成する際、確実に封書し、規則に則った適正な事務処理に努める。</p>	
佐伯土木事務所	令和7年5月22日、 令和7年6月10日	<p>指摘事項 港湾使用料等について、督促状の発行時期が選れている事例が、令和6年度定期監査に続き多数認められた。</p> <p>措置状況 収入事務担当者が財務総合システムから出力される収入未済一覧に督促予定日を記入し、班内で情報共有するとともに、収納状況を随時確認しながら督促予定日に督促状を発行する等、適時適正な事務処理に努める。</p>	
玖珠土木事務所	令和7年5月26日、 令和7年7月3日	<p>指摘事項 通勤手当にかかる高速道路等を利用する職員の</p>	
		<p>特別料金等加算額について、平日朝夕割引を適用後の額によらず、過大に支給している事例が2件認められた。</p> <p>措置状況 年度当初に通勤で高速道路等を利用する職員に対して、ETCマイレージ登録及び支給要件を確認・周知するとともに、利用実績を確認する様式にマイレージ登録を確認する項目を追加し、毎月、所属長及び各担当が確認することで再発防止の徹底を図る。</p>	<p>中津土木事務所</p> <p>令和7年5月26日 から5月27日まで、 令和7年7月2日</p> <p>指摘事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 職員に対して、損傷事案の発生原因等について情報共有し、所属に配備された物品の適切な管理・取扱について指導を行った。</p> <p>今後も、あらゆる機会を通じて、物品の適正管理及び損傷防止について周知徹底を行い、再発防止に努める。</p>
		<p>病院局</p> <p>令和7年6月4日 から6月6日まで、 令和7年7月8日</p> <p>指摘事項 給料の支給額が誤っている事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 給与改定の都度、チェックリストを作成し、給与改定時に行うべき作業の漏れがないよう徹底するとともに、給与計算書の減額金額欄に着色し、会計ソフトに転記すべき箇所が容易に判別できるようにする。</p> <p>また、これらについて「リスト一覧表」に項目を追加し、事務局内で共有することにより、再発防止の徹底を図る。</p>	<p>(病院局)</p>

2 注意事項についての措置状況			令和7年7月4日
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況	
(知事部局・総務部)			
大分県中部振興局	令和7年6月10日から6月12日まで、令和7年7月8日	<p>注意事項① 未登記土地所有権移転登記委託業務について、契約書の条文中に誤記がある、仕様書に具体的な業務内容を記載していない、実施伺いにより決定した見積書提出依頼先とは異なる者からも見積書を徴している等の事例が認められた。</p> <p>措置状況 契約業務担当者および関係職員が、会計管理局の契約事務に関する研修を受講し、契約事務の理解を深めた。 今後、業務の内容については仕様書に具体的に明記する。また、委託業務においては、「契約事務必携」等のマニュアルに基づき、複数の職員で必要書類やフローなどを十分に確認するよう体制を改めた。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後、直ちに関係課へ報告し所定の手続きを実施した。また、所属全職員に注意喚起を行い、局内の会議等を通じて、交通規則の遵守および安全運転の徹底を図った。局内研修では、交通安全教育を行い、意識の醸成と注意喚起を行った。 さらに、公用車へのバックモニター搭載を順次進め、交通安全対策を継続的に実施し、再発防止と安全運転の徹底を図る。</p> <p>注意事項① 公用携帯電話利用料金について、請求書の管理</p>	<p>を怠ったことにより支払が遅延し、過年度支出となった事例が認められた。</p> <p>措置状況 携帯電話の使用状況及び定期支払管理表について、担当だけでなく班総括の引継事項にも追加し、引継を徹底するとともに、定期支払管理表による毎月の支出状況の確認を担当及び班総括の両者で行うこととした。 また、支払担当者として農林基盤部の双方で電子請求書の到着確認を行うよう改めた。</p> <p>注意事項② 佐伯総合庁舎樹木管理業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 令和7年度の契約については、南部振興局ホームページにより公告手続を行った。また、契約事務規則に基づく事務取扱について、改めて契約事務担当者に周知、徹底した。 今後は、リスク一覧表に記載し、引継を確実にを行い、再発防止の徹底を図る。</p> <p>注意事項③ 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 職員に対して、車両後退時における同乗者の誘導や周辺の安全確認の徹底などについて改めて注意喚起を行った。 また、佐伯警察署員を講師に交通安全講話を開催し交通安全意識の高揚を図るとともに、機会あるごとに職員に対し交通事故防止を呼びかけるな</p>
大分県南部振興局	令和7年6月10日から6月12日まで、		

			として、再発防止に努めている。				
大分県豊肥振興局 豊後大野水利耕地 事務所	令和7年5月23日、 令和7年6月11日	注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	措置状況 職員に対して、車両後退時における同乗者の誘導や周辺の安全確認の徹底などについて改めて注意喚起を行うとともに、「交通安全」をテーマに職員フリーストークを実施し交通安全意識の向上を図った。 今後もし引き続き所内会議の中で交通安全を呼びかけ、また研修を通じて交通安全意識の高揚を図り、交通事故再発防止に努める。	芸術文化振興課 (知事部局・企画振興部)	令和7年7月10日、 令和7年7月23日	注意事項 タクシーチャケットの管理について、使用簿に記載をしないまま交付し、チャケットを2枚紛失した事例が認められた。	さらに、再発防止のため、今回の事案を引継書に添付するとともに、内部統制に係るリスク一覧表に記載することとした。
大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	令和7年5月23日、 令和7年6月11日	注意事項 換地委員経費委託業務について、検査員の任命を行わないまま、検査を行っている事例が認められた。	措置状況 所属内で事案の詳細を共有するとともに、今後、委託事務においては、「委託契約事務必携」を参考に、複数の職員で事務手続を確認し、適正な事務処理に努める。				
大分県北部振興局	令和7年6月3日 から6月5日まで、 令和7年7月2日	注意事項 宇佐総合庁舎除草委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。	措置状況 大分県契約事務規則第33条の3の内容を再確認し、契約事務に際しては、担当者のみでなく、副任や班総括など複数人でチェックすることを所属内で周知徹底した。	統計調査課	令和7年7月11日、 令和7年7月23日	注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	措置状況 事故発生後、所属長から全職員に事故防止について注意を促した。また、所属内で全職員に対する交通安全研修を実施し、運転時に注意すべき点等について一人ひとりに発言を求めるとともに、左折時や後退時の同乗者による安全確認、ゆとりを持った運転等を改めて指示した。 今後もし、機会あるごとに安全運転について注意喚起するとともに、交通安全研修の実施により、事故防止に努める。

<p>交通政策局交通政策企画課</p>	<p>令和7年7月11日、 令和7年7月29日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該職員に対しては、業務上は基本的に1名で出張することを控えることとし、同行職員が運転を行うように配慮を行った。 あわせて、総務部長からの通知文書（綱紀肅正及び服務規律の保持と交通法規の遵守等について）などを活用し、所属職員に対しても注意喚起を行っている。 今後とも交通安全研修会への参加等を通じ、機会あるごとに安全運転について注意喚起を行い、事故防止に努めていく。</p>
<p>（知事部局・福祉保健部）</p>		
<p>福祉保健企画課</p>	<p>令和7年7月1日、 令和7年7月23日</p>	<p>注意事項 被保護家庭高校修学資金貸付金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 収入未済金の早期回収のため、年2回、催告書を送付するとともに、電話等による催告を行い、返還義務者の実態に応じた納付指導や返還の意識づけを行っている。 今後、返還義務者の状況に寄り添った実効性のある債権回収を行い、収入未済額の縮減に努めていく。</p>
<p>県民健康増進課</p>	<p>令和7年7月3日、 令和7年7月23日</p>	<p>注意事項 大分県健康アプリ再開発等委託業務に係る企画提案競技の審査について、審査票の評点が鉛筆書きされており、改ざんを防ぐ措置が不十分である事例が認められた。</p>
<p>子ども・家庭支援課</p>	<p>令和7年7月2日、 令和7年7月23日</p>	<p>措置状況 評点の改ざんを防止するため、審査要領にボールペンでの記入を明記するとともに、審査委員会の場においても口頭で周知するよう、課内で周知徹底した。</p> <p>注意事項① 児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。</p> <p>措置状況 児童相談所では、措置開始時、保護者に対し負担金制度について説明し納付指導を徹底するなど、新たな滞納の発生防止に努めている。 また、徴収については市福祉事務所にて委任しているが、令和3年度からは、督促状発送業務を保護者の状況を把握する児童相談所が行うなど、徴収強化を図っている。 さらに、滞納者への対応については、市福祉事務所及び県保健所地域福祉室と保護者の家庭状況を共有するなど連携し、年2回の「徴収強化月間」では、文書や電話・家庭訪問による催告等を集中的に実施している。 引き続き市福祉事務所等との緊密な連携を図り、滞納者に対する働きかけを強化するなど効果的な納付指導に取り組んでいく。</p> <p>注意事項② 母子父子寡婦福祉資金償還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。</p> <p>措置状況 貸付時において、償還計画を確認するほか、口座引き落としによる償還を基本とするなど、納期限内償還を意識付け、新たな滞納の発生防止に努めている。</p>

			部チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
	<p>また、最終納付から2年以上経過している債権の回収業務を、民間の債権回収会社に委託し成果を上げている。</p> <p>さらに、市福祉事務所及び県保健所地域福祉室と連携し、年2回の償還強化月間において、全ての滞納者の実態調査を行うとともに、滞納が長期・多額に上る者については、家庭訪問や電話等による催告を強化している。</p> <p>引き続き債権管理と徴収業務を徹底するとともに、民間の債権回収会社に委託する債権を拡大するなど、滞納の発生防止と収入未済の解消に努める。</p>	<p>(知事部局・生活環境部)</p> <p>生活環境企画課</p> <p>令和7年6月17日、 令和7年7月10日</p>	<p>注意事項 令和5年度に納品された定期刊行物について、令和6年度予算で支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 定例的な支出に係る一覧表を作成し、グループリーダーなど複数職員で会計事務の執行管理を行い、再発防止に努める。</p>
	<p>注意事項③ 児童扶養手当返納金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 児童扶養手当申請時の制度説明や支給前の要件確認に努めた結果、新たな収入未済は発生していない。</p> <p>過年度分滞納者については、町村を通じた実態把握を行うほか、年1回催告し、分納希望者からの分納を認めるなど、収入未済の減少に努めている。</p> <p>債権の時効要件を再確認するとともに、引き続き町村と密に連携し粘り強く滞納解消に努める。</p>	環境政策課	<p>注意事項 「おおいたグリーン事業者認証制度」に係る啓発テレビスポット制作等の業務委託について、企画提案競技審査委員会設置要綱や審査票の取扱いに不適正な事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後、企画提案競技を行う際は、「提案競技のてびき」(審査・指導室発行)を参照のうえ適正に事務手続を行うよう関係職員に周知徹底した。また、書面審査の場合は、審査票を審査委員から提出期限内に直接提出してもらうことを徹底するとともに、提出日を複数職員で確認できるように、審査票に提出日時を記載することとした。</p>
障害福祉課	令和7年7月3日、 令和7年7月29日	循環社会推進課	<p>注意事項 行政代執行求償金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているものの、収納率は低下しており、その額は依然として非常に多額(5,000万円超)なことが認められた。</p> <p>措置状況 未収金の回収を着実に進めており、令和6年度は計13万2,000円が[※]納付された。今後も、債務者に対し催告を行い、収入未済の解消に努める。</p>

	<p>また、新たな行政代執行事案が発生しないよう、産業廃棄物処理施設等への監視指導を徹底し、平成23年度から公認会計士を活用した経営監視も実施しており、産業廃棄物処理業者の財務状況を正確に把握するとともに、今後も引き続き生活環境保全上の支障の発生防止に努める。</p>	<p>消費生活・男女共同参画プラザ 令和7年6月18日、 令和7年7月10日</p>	<p>注意事項① 若年層向け女性に対する暴力防止に係る広報・啓発事業委託業務について、検査員の任命及び検査が行われず、履行確認が不十分なまま支出している事例や産学官連携女性活躍応援事業委託業務について、検査員に任命されていない職員による検査が行われている事例が認められた。</p> <p>措置状況 関係職員に対して、契約ごとに検査員を任命し、検査を行うよう周知徹底した。 今後は、支出負担行為決議書での検査員の任命を行う等検査員の任命を徹底するとともに、支出命令を起票する際には、請求書に加えて検査調書や検査済の業務完了通知書を含む委託契約に係る一式書類を添付することとし、複数の職員によるチェックを行い適正な契約事務処理に努める。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後、所属内で事例の周知を図り、交通事故防止について注意喚起を図った。 今後も引き続き、交通事故防止の呼びかけや安全運転の指導を徹底するとともに、公用車を使用する際は、上司等が安全運転の声かけを行い、同乗の職員がいる場合は、車両の後退時に誘導する等、事故の再発防止に努める。</p>
<p>経営創造・金融課 令和7年6月30日、 令和7年7月18日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生の際日に所属内で事例の周知を図り、安全運転の励行による交通事故防止を改めて徹底した。 公務旅行出発時に所属長や班総括から交通事故防止を呼びかけするなど、今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。</p>		<p>(知事部局・農林水産部)</p>
	<p>地域農業振興課 令和7年6月20日、 令和7年7月15日</p>	<p>注意事項 有機農産物広域出荷体制強化事業委託業務について、人件費の積算に係る期間等を誤ったことにより、積算額が過大となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、履行期間内に要する経費が確認できるよう書類の審査や指導を行っていくとともに、過大積算になっていないか十分に精査する。 また、事業実施前のチェック体制（当班総括、主担当、副担当による複数チェック）を強化し適切な執行を行っていく。</p>	<p>注意事項 基幹水利施設管理事業補助金について、事業完了年月日及び提出日が誤って記載された実績報告書に基づき補助金の額の確定を行っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 大分県基幹水利施設管理事業補助金交付要綱に基づき、チェックリストを活用して実績報告書と証拠書類の突合を行い、補助事業の適正な執行を</p>
<p>(知事部局・商工観光労働部)</p>		<p>農地・農村整備課 令和7年6月24日、 令和7年7月15日</p>	

		図る。			に、関係法令等に則った適正な契約事務の執行に努める。
森林保全課	令和7年6月24日、 令和7年7月16日	注意事項① 大分県森林づくりボランティア支援センター浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽清掃業の許可を有していない者と契約を締結し、実際の清掃業務は契約書等に記載のない別の清掃許可業者が行っている事例が認められた。			注意事項② 不動産鑑定評価業務等について、「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき提出された「機密情報・個人情報廃棄消去証明書」に「廃棄・消去年月日」の記載がないものや、業務責任者等の報告並びに作業場所の届出がされていない事例が認められた。
		措置状況 今後は、業務に係る登録許可が必要である旨を仕様書に明記した上で、契約時に登録許可証の写しを提出させ、担当者および副担当者が登録許可を有しているかどうかチェックすることにより、再発防止に努める。 また、契約書に再委託に関する条項がなかったため、当該条項を追加し、適切な事務処理を徹底することとした。			措置状況 「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき適正な事務手続について、職員に周知徹底した。 また、業務委託の発注においては、契約を締結する際、受注者に同特記事項の遵守を指導するとともに、複数の職員による確認を徹底することで再発防止に努める。
		注意事項② 芥紙地区緊急測量設計委託業務について、当初の契約内容と同一性のない内容で変更契約をしている事例が認められた。			注意事項③ 災害時における応急工事等に係る工事請負契約について、契約保証金を納付させるべきところを免除していた事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)		措置状況 今後は、同一地区の災害対応であっても、事業計画の見直しにより測量設計の対象施設が異なる場合には別契約とするなど、適正な事務執行に努める。			措置状況 入札・契約にかかるとする諸規定について再度確認し、工事経理担当および総務班総括の二重チェックを徹底する等、適正な契約事務の執行に努める。
豊後高田土木事務所	令和7年5月14日、 令和7年6月4日	注意事項① 道路凍結防止剤の購入について、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が複数認められた。	別府土木事務所	令和7年5月15日 から5月16日まで、 令和7年6月6日	注意事項① 別府総合庁舎除草作業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。
		措置状況 所属内で事例を共有して再発防止を図るとともに			

		<p>措置状況 随意契約を行うにあたっては、関係法令等を確認し適正な契約事務の執行を徹底することとし、以後同様の随意契約においては、関係法令等に定められた公告を実施した。 今後は、班内で事例の共有を行うとともに、異動時には後任担当者へ確実に引き継ぐことで再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 建築設計業務を委託した建築士の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより、不納付加算税及び延滞税が発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況 設計委託に係る個人事業者の一覧表を作成し、チェック体制を強化するとともに、報酬の支払処理を行う際に源泉所得税及び復興特別所得税の納付書を作成し、出納機関で納付漏れを確認することで再発防止に努める。</p> <p>注意事項③ 浄化槽保守管理業務委託について、競争入札を行うべきところ、随意契約により業務を委託している事例が認められた。</p> <p>措置状況 担当職員が関係法令等を再度確認し理解を深めた。また、今後発注する際には、関係法令等に則った適正な事務手続であるかを複数の職員で確認することで再発防止に努める。</p>		<p>今後は、会計伝票起票時に添付しているチェック表に所得税残高確認欄を追加し、複数の職員によるチェックを徹底することで再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 港湾使用料について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。</p> <p>措置状況 今後も引き続き債権管理簿を作成・適正管理し、未納者に対して文書等による督促・催告を行い、特に、新規許可取得者及び比較的近年の収入未済該当者を中心に、催告書を送付した後に、電話催告を行うこととした。 これにより、現年分の未収額の発生を極力防ぐとともに、回収の可能性が高い債権の確実な回収に努める。</p> <p>注意事項③ 大分港港湾改修工事について、変更請負額が3割を超える増加となるにもかかわらず、工期末に変更契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 関係職員に対し、建設工事に係る変更契約の取扱について再度周知し、適正な事務手続きを徹底した。 また、変更契約額の累計について、担当と班総括で適時把握し、再発防止を図る。</p> <p>注意事項④ 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 所内職員に対し、車両運転時には周囲の安全確認を徹底するよう改めて指導した。</p>
大分土木事務所	令和7年6月17日から6月19日まで、令和7年7月8日	<p>注意事項① 工事設計業務を委託した建築士の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより、不納付加算税が発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>		

	<p>また、所内安全衛生委員会において交通事故発生事例を共有するとともに、職員に対して安全運転講習会を実施した。 今後も引き続き、各種会議や研修等を通じて交通安全意識の高揚を図り、交通事故再発防止に努める。</p>		<p>再発防止を図るため、担当班において、産業廃棄物処理委託契約事務に関する関係法令及びマニュアルを確認し、理解を深めた。 また、不要物の処分に関しては、その都度、複数の職員で廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の仕分けを確認するとともに、関係法令に則った契約書を用い、適切な事務処理を行うことを徹底する。</p>
<p>臼杵土木事務所 令和7年5月13日、 令和7年6月10日</p>	<p>注意事項① 臼杵港緑地管理業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 事務処理に関係する職員全員が関係法令等に対する理解を深め、適正な契約事務の執行を行うとともに、チェックリストを作成し、複数の職員による確認を徹底することで再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 会計年度任用職員の報酬等に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより不納付加算税が発生している事例が認められた。</p> <p>措置状況 納付処理の遅滞を防止するため、所得税の納付日及び納付額を班員間で共有し、銀行への持参書類及び納付額についても、複数職員による確認を実施し、再発防止に努める。</p> <p>注意事項③ 事務用椅子収集運搬処理業務委託について、法令等で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結し、許可証も添付されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>	<p>佐伯土木事務所 令和7年5月22日、 令和7年6月10日</p>	<p>注意事項④ 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対し、安全確認の徹底及び危険予測の重要性について改めて指導を行った。 また、所内全職員に対しては、定例会議及び安全衛生委員会において事故事例を共有し、注意喚起を行った。 今後も引き続き、会議や交通安全研修等を通じ、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止に努める。</p> <p>注意事項① 佐伯市葛地区除草作業業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後の契約に際しては、関係法令等に則った適正な契約事務の執行を徹底するとともに、後任担当者へ確実に引き継ぐことで再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 現金出納事務について、係船料、証紙収入とし</p>

	<p>て領収した現金の払込みが、会計規則に定められた期間を超えている事例が令和6年度定期監査に続き認められた。</p> <p>措置状況 月末日の銀行営業終了後に領収した現金については、翌営業日に確実に払込みを行うよう収納金の取扱いに係る意識の徹底を図るとともに、収入事務担当者だけでなく、他の班員が払込み対応できる体制を整備した。</p>		<p>し、適正な事務処理を行うとともに、後任担当者へ確実に引き継ぐことで再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対し、所属長から安全運転の徹底及び再発防止について指導を行った。また、所属内の全職員に対しては、事故事例の情報を共有し、所内会議など機会あるごとに注意喚起を行うとともに交通安全研修を実施し、交通事故の再発防止に努める。</p>
<p>豊後大野土木事務所 令和7年5月30日、 令和7年7月4日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対しては、公用車等の安全運転を徹底すること、交通事故防止及び交通法規を順守すること等を指導するとともに、他の職員に対しても、所内の会議や安全衛生委員会などの機会を利用し、注意喚起を行った。今後も引き続き職員の指導を行い、交通安全意識の高揚を図り、交通事故再発防止に努める。</p>	<p>中津土木事務所 令和7年5月26日 から5月27日まで、 令和7年7月2日</p>	<p>注意事項① 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故発生後速やかに事故を起こした職員及び所属全職員に対し、注意喚起と事故防止のための声かけを実施した。今後も、日頃から交通事故防止の呼びかけや安全運転指導を徹底するとともに、交通安全講習会の開催等により再発防止に努める。</p> <p>注意事項② ドローンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 飛行前点検を十分に行い、現場においても複数人で機体点検を行うよう徹底した。また、再発防止のため事務所内でドローン運用方針及びドローン操縦の手引きの研修を実施した。</p>
<p>日田土木事務所 令和7年5月27日、 令和7年7月3日</p>	<p>注意事項① 自家用電気工作物保安管理委託の長期継続契約について、「債務負担行為に基づく複数年度契約と異なり、歳出予算が保証されていないことから予算の減額等があった場合は契約を解除する」旨の特約条項に関する条文や各月の支払金額等についても契約書に表記していないうえ、当該契約ほか1件の契約において、見積依頼書に「長期継続契約」であることを記載していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、事業担当班及び会計担当班において、会計規則や契約事務規則などの諸規則や長期継続契約でマニュアルなどにより、契約事務手続きの都度、担当者と班総括によるダブルチェックを徹底</p>	<p>(知事部局・会計管理局)</p>	

<p>年度管財課</p>	<p>令和7年7月25日、 令和7年8月6日</p>	<p>注意事項 県庁舎周辺等樹木管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3第1項に定められた公告を実施していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 年度管財課で作成している「庁舎管理マニユアル（庁舎管理・各種業務委託編）（令和7年10月改訂）」に、本件の適正な取扱方法を記載した。また、業務委託の適正な事務執行のため、事務処理チェックリストを作成するとともに、二重チェック体制を整備した。</p> <p>さらに、今回の事案を内部統制に係るリスク一覧表に記載するとともに、担当者及び班総括の引継書に留意事項として記載することとした。</p>		<p>ス）に基づかない工事代金の支出が認められた。</p> <p>措置状況 前払金額に対する消費税額の記載のある適格請求書を工事業者から再度発行してもらった。固定資産台帳の正確な管理を徹底し、インボイス制度の処理手順を改めて周知することで、適正な事務執行に努める。</p> <p>注意事項③ 固定資産の減価償却について、減価償却の算定誤り及び償却資産を非償却資産とする償却漏れがあったことから、地方公営企業法にのっとりた決算処理が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 関係法令を十分に理解した上で事務執行に取り組むとともに、固定資産事務の手引書を作成することで、地方公営企業法に則った適正な決算処理に努める。</p>
<p>(企業局)</p>	<p>令和7年6月9日 から6月11日まで、 令和7年7月8日</p>	<p>注意事項① 手当の戻入、旅費の支出及び固定資産除却費（特別損失）の支出について、勘定科目の計上誤りが複数認められた。</p> <p>措置状況 手当については、令和7年度に再度振替処理を行った。</p> <p>年度当初に誤りが発生する可能性が高いことから、過年度支出・収入に対する会計処理の適切な引継ぎを行う。</p> <p>また、間違えやすい事例を整理するとともに、複数職員によるチェック体制の強化や、決算事務説明会などの機会を通じて注意喚起を行い、再発防止に努める。</p> <p>注意事項② 国有資産等所在市町村交付金の交付誤り、督促手数料の支出及び消費税適格請求書（インボイ</p>	<p>(教育庁)</p> <p>高校教育課</p> <p>令和7年7月9日、 令和7年7月24日</p>	<p>注意事項 遠隔教育システム環境構築業務委託等について、業務内容の追加が生じたことに伴い、変更後の積算額及び原契約の落札率等を基に変更契約を締結すべきところ、特段の理由なく、業務受託者から提出された見積書を基に変更契約を行った事例が認められた。</p> <p>措置状況 変更契約の締結方法について、課内で周知を図るとともに、事業担当者及び管理予算班職員による複数での確認を徹底し、契約事務規則等の関係例規等に基づく適正な事務処理に努めていく。</p> <p>注意事項 地域改善対策奨学金貸付金返還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているもの</p>

		<p>の、収納率が低下しており、その額は依然として非常に多額（5,000万円超）なことが認められた。</p> <p>措置状況 収入未済金の早期回収のため、「徴収強化月間」を年2回設定して催告書を送付するとともに、電話及び訪問による催告を行い、返還義務者の実態に応じたきめ細かい納付指導や返還の意識づけを行っている。また、未然防止策として、市町村と連携を図りながら、返還免除・猶予制度の周知及び活用の促進に取り組んでいる。</p> <p>今後、返還義務者の状況を踏まえつつ実効性のある債権回収を行うことにより、収入未済額の縮減と新たな滞納の発生防止に努めていく。</p>		<p>事故発生後、速やかに所属職員全員に対して注意喚起と交通事故防止の指示を行い、車両後退時の運転訓練を実施した。</p> <p>今後も引き続き、定例会等を通して、交通事故防止の指導を反復・継続して実施し、課員の交通安全意識の高揚を図り、公用車の交通事故の再発防止に努める。</p>																								
<p>（警察本部・生活安全部）</p>	<p>生活安全捜査課 令和7年7月24日、 令和7年8月6日</p>	<p>注意事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事案発生後、課員に対して、未使用時は専用の携行バッグに入れ、同バッグにも施錠した上で保管管理することを徹底するように指示するとともに、幹部会議や課内朝礼等において、パソコンの損傷防止及び過去の発生事例を基に指導教養を行った。</p> <p>今後、引き続き課員に対し、物品の適正管理のための指導を継続的に行い、物品損傷事案の再発防止に努める。</p>	<p>組織犯罪対策課 令和7年7月24日、 令和7年8月6日</p> <p>注意事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 課内の定例会等において、過去のパソコン損傷事例を基に再発防止のための注意喚起を行った。今後も課員に対し、物品の適正な管理のための指導を継続的に行い、物品損傷事案の再発防止に努める。</p>	<p>監査委員公表第748号 令和7年11月28日付け監査第542号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事及び教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和8年3月24日</p> <table border="0"> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>長</td> <td>谷</td> <td>尾</td> <td>雅</td> <td>通</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>長</td> <td>野</td> <td>恭</td> <td>恭</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>大</td> <td>田</td> <td>正</td> <td>正</td> <td>美</td> </tr> <tr> <td>大分県監査委員</td> <td>二</td> <td>ノ</td> <td>宮</td> <td>健</td> <td>治</td> </tr> </table>	大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通	大分県監査委員	長	野	恭	恭	子	大分県監査委員	大	田	正	正	美	大分県監査委員	二	ノ	宮	健	治
大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通																							
大分県監査委員	長	野	恭	恭	子																							
大分県監査委員	大	田	正	正	美																							
大分県監査委員	二	ノ	宮	健	治																							
<p>（警察本部・刑事部）</p>	<p>刑事企画課 令和7年7月24日、 令和7年8月6日</p>	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>	<p>1 注意事項についての措置状況</p>	<p>監査対象機関</p> <p>（知事部局） 中部保健所由布保 健部</p> <p>令和7年4月15日</p> <p>注意事項 給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま口座に保管し、</p>																								

	<p>遅れて支給した事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後は、給与支払日の前日までに、現金支給の職員がいないか「人事給与入力システム」で配信される「給与等支給受領書」を複数の職員で確認することとした。</p>	
<p>宇佐家畜保健衛生所</p>	<p>令和7年4月17日</p> <p>注意事項 物品の管理について、給油カードの常時公用車内での保管や切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数が一致していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 給油カードの保管責任者を定め、保管責任者が使用職員の申出により使用簿へ記入し、金庫に保管した給油カードを交付するよう改めた。 切手は、庶務担当職員が受払簿の記入及び切手の払出を行うとともに、使用職員と庶務担当職員、物品出納員の3者チェックを行い再発防止に努めている。</p>	
(教育機関)		
<p>九重青少年の家</p>	<p>令和7年4月17日</p> <p>注意事項 物品の管理について、法人カード使用簿の未記載や、切手の保管枚数と郵券証紙類受払簿記載の切手残枚数とが一致していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 法人カードや切手を使用する際に、その都度、法人カード使用簿や郵券証紙類受払簿に記載するよう所属内で周知を図るとともに、必ず複数の職員で使用簿や受払簿その他関係簿冊との突合を適宜行い、未記載や不一致がないか確認するよう徹底した。</p>	